

平成23年5月27日

犯罪による収益の移転防止に関する法律違反の特定事業者（郵便物受取サービス業者）に対する行政処分について

郵便物受取サービス業（私設私書箱事業）を営むN & N株式会社（屋号オフィスプラスワン）に関し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）（注）に基づき、国家公安委員会から経済産業大臣宛てに意見陳述が行われました。これを受けて、経済産業省では当該事業者に対し調査を行った結果、同法に基づく本人確認義務違反及び本人確認記録の作成・保存義務違反が認められました。

このため経済産業省は、平成23年5月27日付けで同法第16条の規定に基づき、同社に対し当該違反行為を是正するために必要な措置をとるべきことを命じましたので公表します。

具体的には、以下の措置を講じるよう命令しました。

- ① 犯罪収益移転防止法の関係規定が施行された以後に取引のあった顧客について、必要な措置をとること
- ② 犯罪収益移転防止法に規定する本人確認義務等の義務規定を履行するため、再発防止策を策定すること
- ③ 上記命令に関する措置の実施結果について、経済産業大臣に報告すること

（注）犯罪収益移転防止法では特定事業者に対し、一定の取引について顧客等の本人特定事項の確認を行うとともに、その記録を保存する等の義務を課しており、郵便物受取サービス業者（私設私書箱業者）は、同法の特定事業者として規定されています。

1. 事案の経緯

有害サイト利用料金・携帯電話有料サイト利用料金を騙る振り込め詐欺事件の捜査過程において、被害現金の送付先として利用されていたN & N株式会社が犯罪収益移転防止法に定める義務に違反していることが認められたことから、平成22年10月12日付けで国家公安委員会から経済産業大臣に対して同法に基づく意見陳述が行われました。

それを踏まえ、経済産業省においても当該事業者に対して立入検査を行った結果、犯罪収益移転防止法違反が認められたため、当該事業者への処分を行うこととしました。

2. 違反行為の内容

国家公安委員会による意見陳述及び経済産業省による立入検査等の結果、N & N株式会社には、以下の違反行為が認められました。

(1) 本人確認義務違反（犯罪収益移転防止法第4条第1項及び第2項）

N & N株式会社において、犯罪収益移転防止法が施行された平成20年3月1日以降に法人及び個人との間で締結した郵便物受取サービスに係る契約の一部について、法第4条第1項及び第2項に基づく本人確認を行っていないと認められる。

(2) 本人確認記録の作成義務違反（犯罪収益移転防止法第6条第1項及び第2項）

N & N株式会社において、犯罪収益移転防止法が施行された平成20年3月1日以降に法人及び個人との間で締結した郵便物受取サービスに係る契約の一部について、法第6条第1項及び第2項に基づく本人確認記録の作成及び保存を行っていないと認められる。

3. 命令の内容

2. の違反行為を是正するため、平成23年5月27日付けでN & N株式会社に対し、以下の措置を講じる旨の命令を行いました。

- (1) 犯罪収益移転防止法の関係規定が施行された平成20年3月1日以後に、郵便物受取サービス提供のための契約を締結した顧客についての本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存の実施
- (2) 本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存義務違反に係る再発防止策の策定
- (3) 上記(1)及び(2)までに關する事項を速やかに実施し、その結果

について、平成２３年６月２７日までに経済産業大臣に報告すること。

（本発表資料のお問い合わせ先）

経済産業省商務情報政策局サービス産業課長 藤本 康二

担当者：佐藤、岡崎

電 話：０３－３５０１－１５１１（内線 ４０４１）

０３－３５０１－１７９０（直通）